

三重県建設産業活性化プランの取組について

1 活性化プランの概要

地域の建設業は、良質な社会資本の整備、災害時等の安全・安心や地域の雇用の確保など、重要な役割を担っています。

しかしながら、建設投資の減少に伴い受注競争が激化するなど、建設業を取り巻く経営環境は非常に厳しくなり、その活力をなくしてきていたため、工事の品質低下への懸念、災害等の緊急対応への不安、また、地域経済への影響などが課題となっていました。

そこで、建設業界と三重県が一体となって協議を進め、外部有識者会議の議論を経て、平成24年3月に、建設産業の活性化に向け、その実現のための取組を、「三重県建設産業活性化プラン(取組期間:平成24年度~平成27年度の4年間)」としてまとめました。

「三重県建設産業活性化プラン」では、三重県の建設業の将来ビジョンを「技術力を持ち地域に貢献できる建設業~確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する~」とし、本プラン実現のため、「技術力」、「地域貢献」、「経営力」の3つのキーワードにより、8つの取組を行っています。

2 平成26年度の取組

(1) 技術力 - 技術力の向上・承継の取組 -

○ (取組1) 継続的な技術力の維持・向上

・総合評価方式において、より高い施工能力を有する企業を選定するために、「企業の工事实績」の評価を195件で実施しました。(実績数値は1月末現在。以下、同じ。)

○ (取組2) 優れた人材の確保・育成

・建設工事への理解を促し、建設業への就業につなげるために、生徒や教員等に建設現場での作業の実態や最新の技術等を紹介する現場見学会を16回実施し、約1,000人が参加しました。

また、土木・建築系高校生を対象にしたインターンシップを32社で実施し、51名が参加した他、「三重県民大縁会」などのイベントで建設業の役割等に関する情報提供を行いました。

・若年労働者の入職促進と人材育成のために、「地域人づくり事業」を活用し、56名の新規雇用につなげました。

○ (取組3) 受発注者間の連携強化

・設計変更を行う際に変更対象となるかどうかについて受発注者の共通の目安を示すために、三重県設計変更ガイドラインを策定しました。

(2) 地域貢献 - 地域から必要とされる建設業の取組 -

○ (取組4) 地域の安全・安心の確保

- ・持続的に社会資本等の維持管理を行うために、特に雪氷対応の多い桑名建設事務所において、平成26年度下半期、平成27年度上半期分の小規模修繕、雪氷、道路除草の各業務委託を包括して地域維持型JVに対し発注しました。

○ (取組5) 地域経済の活性化

- ・工事の施工や資材調達などが地域企業により行われることを通じ地域経済の活性化を図るために、総合評価方式において「本店等所在地」、「県内企業による施工」や「県内産資材の使用」の評価を行いました。

○ (取組6) 地域に貢献できる企業の存続

- ・不良・不適格業者を排除するために、平成26年10月1日から建設業者の入札参加要件として社会保険等への加入を追加しました。

(3) 経営力 - 「技術力」と「地域貢献」を実現する取組 -

○ (取組7) 経営基盤の強化

- ・受注者の適正な利潤が確保できる予定価格とするために、労務単価について、通常4月改訂のところを2か月前倒して2月に改訂するとともに、資材単価について、通常4月、11月の改訂に加え、生コンなど主要資材の単価改訂を実施しました。
- ・適切な見積をせずに入札を行った建設企業が受注するといった弊害を防ぐために、予定価格の事後公表を3建設事務所で試行しました。

○ (取組8) 新分野進出による経営多角化

- ・新分野進出等を支援するために、国が実施する「建設企業等のための経営戦略アドバイザー事業」について、建設業団体へ資料を提供するとともに、県内各地で行う経営事項審査説明会の機会を活用して、建設業者等へ周知を図りました。

3 建設業を取り巻く状況

(1) 受注機会の減少

平成26年度における県の公共事業予算は、平成22年度と比べると約2%増加しているものの、平成12年度と比べると約60%が減少しています。一方、県の入札参加資格登録業者数は、平成22年度と比べると約5%の減少、また平成12年度と比べると約13%の減少にとどまっています。

県の公共工事における受注状況については、平成25年度において、Aランク登録業者及びBランク登録業者のうち、受注できた業者は、58.6%となっており、約4割の業者が受注機会に恵まれない状況です。

(2) 厳しい経営状況

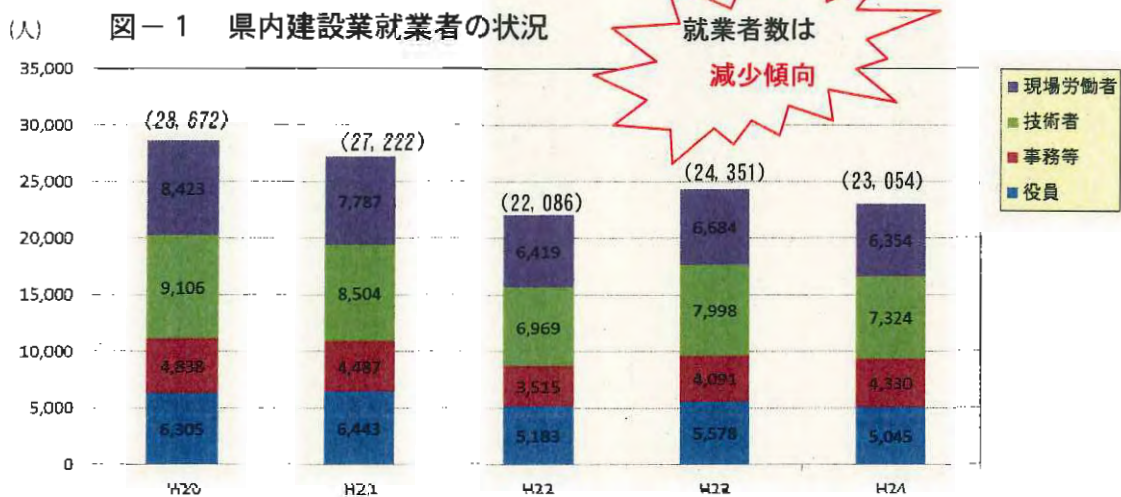
県内の建設業の経営状況については、平成25年度において、建設業倒産件数

が県内全体の25%を占めており、平成22年度の26%と同様に、産業別では最も高くなっています。また、売上高1億円以上の建設業の売上高経常利益率は平成22年度の▲0.18%から改善されつつあるものの、平成25年度で1.84%と産業全体の4.56%^{※1}と比べても依然低調です。

※1 平成26年度企業活動基本調査結果（速報）より算出。平成25年度数値。

(3) 建設業就業者の減少

県内の建設業就業者数は、平成24年度で約2万3千人と平成20年度に比べると約20%減少しています。



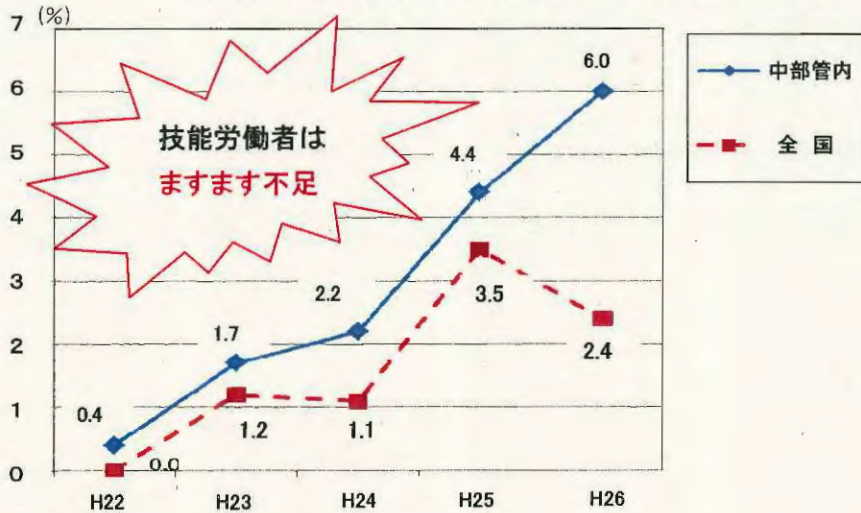
※出典 国土交通省 建設工事施工統計調査報告

就業人数:大臣許可業者又は知事許可業者に就業している常勤雇用者数の合計

(4) 技能労働者の不足

建設技能労働者不足率については、中部整備局管内で、6職種[型枠工(土木、建築)、左官、とび工、鉄筋工(土木、建築)]において、平成22年度には0.4%不足でしたが、平成26年度は、6.0%不足という状況です。

表-1 全国、中部管内の建設技能労働者不足率の推移



※出典 国土交通省 建設労働需給調査

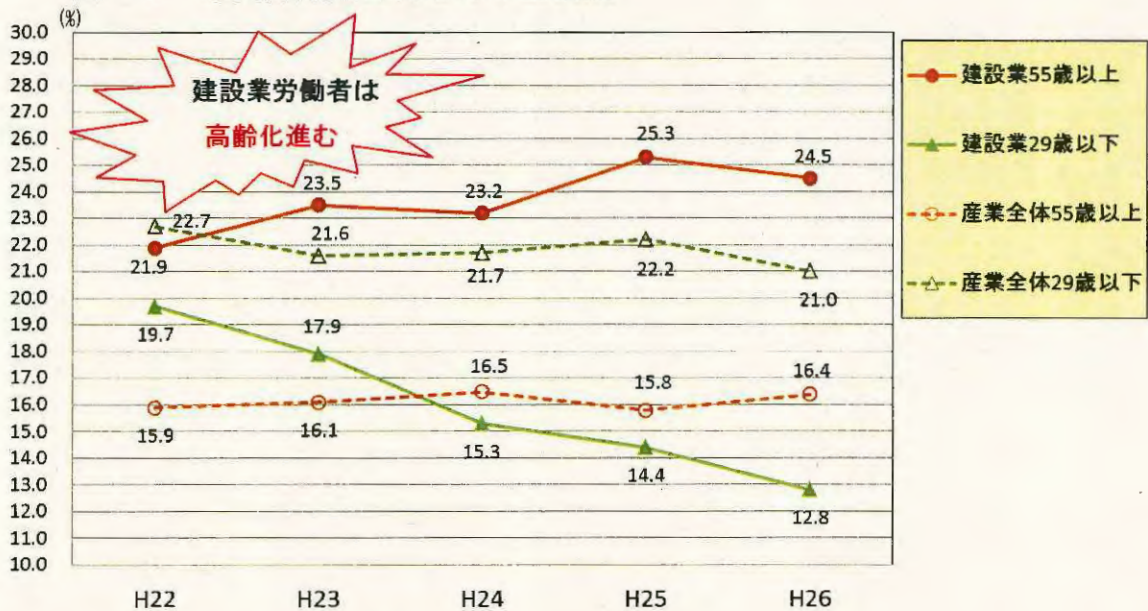
中部管内・・・岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

6職種・・・型枠工（土木、建築）、左官、とび工、鉄筋工（土木、建築）

(5) 建設業就業者の高齢化の進展

県内の建設業就業者の年齢構成は、55歳以上が平成22年度21.9%に比べ、平成26年度には、24.5%と、4年間で2.6ポイント高くなっています。また、29歳以下については、平成22年度19.7%に比べ、平成25年度には、14.4%と6.9ポイント低下し、産業全体と比べ高齢化や若年者数の減少が進んでいます。

図-2 県内建設業労働者の年齢構成



※出典 厚生労働省賃金構造基本統計調査を元に算出

労働者：常用労働者10人以上を雇用する事業所の常用・臨時雇用労働者

4 今後の対応

このようななか、国において、平成26年6月に品確法が改正され、「インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保」が目的に追加されるとともに、受注者には「技術者等の育成・確保等」が、発注者には「担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう適正な予定価格の設定とダンピング受注の防止等」が明記されました。

これら改正品確法における取組は、三重県が活性化プランで行ってきた入札契約制度の改善取組や、地域人づくり事業等で取り組んでいる担い手の育成・確保の取組等と一致することから、県は活性化プランに基づく取組を推進しています。

しかし、建設業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、平成27年度末に終了する「三重県建設産業活性化プラン」に続く次期プランを、外部有識者会議等の意見もいただきながら、建設業界と連携して策定し、建設産業の活性化に取り組んでいきます。

三重県建設産業活性化プラン

建設業の果たす役割

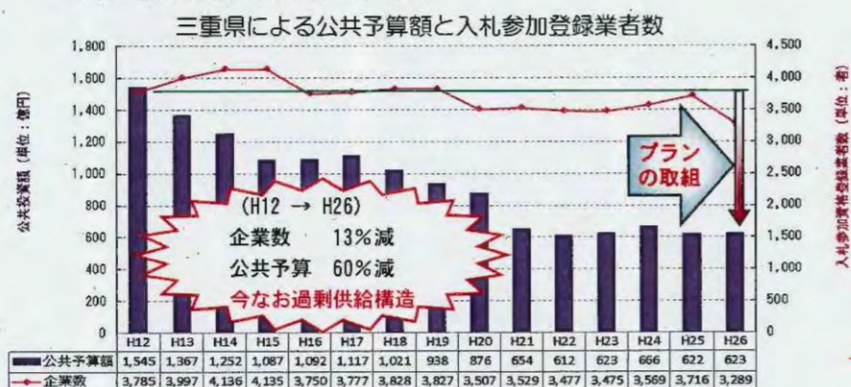
◆良質な社会資本整備

◆災害時等の安全・安心の確保

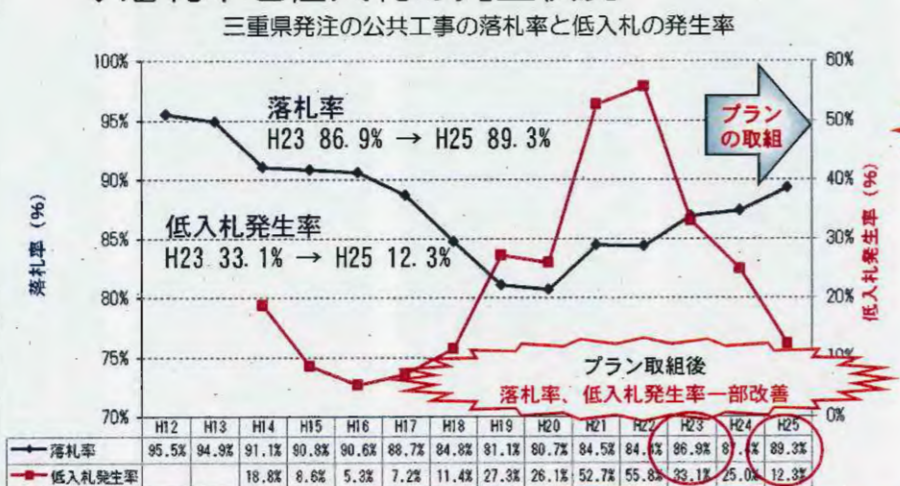
◆地域雇用を支える産業

建設業の現状

◆建設投資と企業数



◆落札率と低入札の発生状況



建設企業の受注状況は未だ厳しい

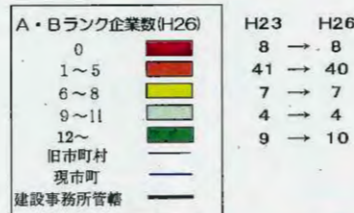
◆災害時の緊急対応



地域の建設企業が不眠不休で対応

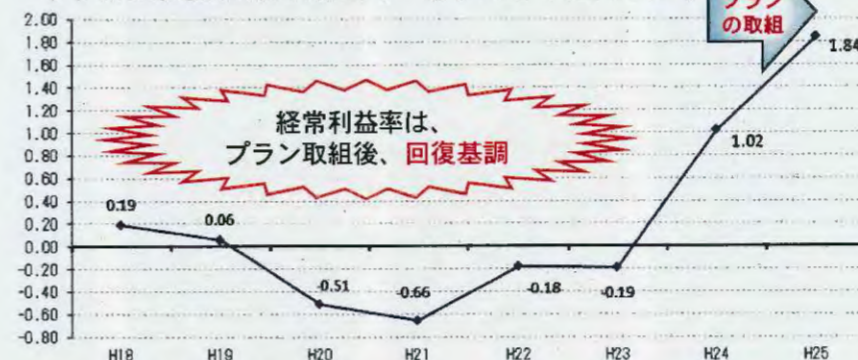
◆災害対応空白地域の発生

機動力のあるA・Bランクの企業はプラン取組後、増加傾向しかし、旧8市町では依然不在

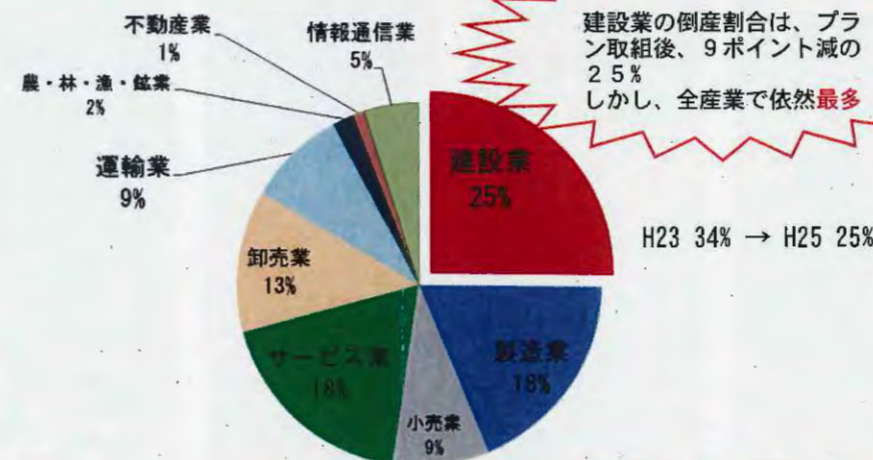


地域の建設企業の緊急対応に対する負担は依然大きい

◆売上高経常利益率 (売上高1億円以上)



◆産業別倒産件数



建設企業の経営状況はやや好転したもの依然として厳しい状況

建設業が抱える課題

◆工事の品質低下への懸念

◆災害等の緊急対応への不安

◆地域経済への影響

将来ビジョン

技術力を持ち地域に貢献できる建設業
 ~確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する~

(取組期間：平成24~27年度)

キーワード

技術力
 —技術力の向上・承継—

地域貢献
 —地域から必要とされる建設業—

経営力
 —「技術力」と「地域貢献」を実現—

キーワード

技術力
- 技術力の向上・承継 -

取組目標

工事成績評定点の平均値
(目標) H22 81.8点 → H27 83.0点
(実績) H23 82.7点 H24 83.1点
 H25 83.2点

取組1 継続的な技術力の維持・向上

○建設業界 ●三重県 ◎両者

取組項目と主な取組	平成26年度の取組
品質確保のための技術力向上 ●研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> 受発注者の技術力の維持・向上に資するために、三重県建設技術センターの研修において、発注者だけでなく受注者(民間)も対象とする研修を実施(17件実施) 受発注者のニーズを踏まえた平成27年度の研修計画を策定
技術力を持った企業の活用 ●施工実績・工事成績評定点による企業選定 ●優良施工企業の活用	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式において、より高い施工能力を有する企業を選定するために、「企業の工事实績」の評価を実施(195件) 優良施工企業と優良技術者の表彰制度について、6月から各建設・下水道事務所で試行(11事務所)

取組2 優れた人材の確保・育成

取組項目と主な取組	平成26年度の取組
新規就業者の確保 ◎建設業理解のための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事への理解を促し、建設業への就業につなげるために、生徒や教員等に建設現場での作業の実態や最新の技術等を紹介する現場見学会を16回実施し、約1,000人が参加 土木・建築系高校生を対象にしたインターンシップを32社で実施し51名が参加。また、「三重県民大縁会」などのイベントで建設業の役割等に関する情報提供を実施
若手技術者の育成と技術承継 ●若手技術者の活用	<ul style="list-style-type: none"> 若年労働者の入職促進と人材育成のために、「地域人づくり事業」を活用し、新規雇用を支援(入職者56名) 若手技術者の活用を促進するために、総合評価方式において現場代理人の実績を主任技術者の実績と同等に評価(228件)

取組3 受発注者間の連携強化

取組項目と主な取組	平成26年度の取組
受発注者間のコミュニケーション向上 ●設計変更の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 設計変更を行う際に変更対象となるかどうかについて受発注者の共通の目安を示すために、三重県設計変更ガイドラインを策定
CALS/ECの推進 ◎電子化の推進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 電子納品等を活用して作業の効率化や品質の向上につなげるために、受注者を対象とした電子調達・電子納品研修を開催(18回開催、191名参加)

キーワード

地域貢献

— 地域から必要とされる建設業 —

取組目標

地域・社会貢献に取り組む業者との契約率
 (目標) H22 88.4% → H27 95.0%
 (実績) H23 92.1% H24 97.3%
 H25 97.7%

○建設業界 ●三重県 ◎両者

取組4 地域の安全・安心の確保

取組項目と主な取組	平成26年度の取組
災害等の緊急対応への取組強化 ◎災害等の緊急時における安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設の被災等の緊急対応への取組強化のために、総合評価方式において、災害時の緊急対応の体制づくりや訓練の取組に対する評価を実施(189件) 持続的に社会資本等の維持管理を行うために、特に雪氷の多い桑名建設事務所において、平成26年度下半期、平成27年度上半期分の小規模修繕、雪氷、道路除草の各業務委託を包括して地域維持型JVに対し発注(6業務)
地域維持型の契約方式の導入 ●地域維持型の契約方式による維持管理体制の確保	

取組5 地域経済の活性化

取組項目と主な取組	平成26年度の取組
地域雇用の確保 ◎雇用改善等への取組	<ul style="list-style-type: none"> 若年労働者の入職促進と人材育成のために、「地域人づくり事業」を活用し、新規雇用を支援(入職者56名) 建設労働者の雇用改善のために、平成26年度三重県建設雇用改善推進大会(11月開催)において建設労働者確保育成助成金を周知
地元企業からの資材購入 ◎県内産資材の優先使用等	<ul style="list-style-type: none"> 地元企業からの資材購入を促進するために、県内産資材の優先使用や建設資材の県内取扱企業からの調達に努めることを特記仕様書に記載 県が発注する公共工事において、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定リサイクル製品の使用を推進 工事の施工や資材調達などが地域企業により行われることを通じ地域経済の活性化を図るために、総合評価方式において「本店等所在地」、「県内企業による施工」や「県内産資材の使用」の評価を実施

取組6 地域に貢献できる企業の存続

取組項目と主な取組	平成26年度の取組
地域貢献活動の取組強化 ◎建設企業の地域貢献活動のPR	<ul style="list-style-type: none"> 建設業が行う、優れた社会資本の整備や災害時の緊急対応やボランティア活動等に対する理解を深めるために、イベントや現場見学会(16回実施)においてPRを実施
地域企業の活用推進 ●県内(地域)企業への優先発注	<ul style="list-style-type: none"> 県内企業の受注機会を拡大するために、県内企業がJV代表者となれる格付けの総合点の検討 工事の施工や資材調達などが地域企業により行われることを通じ地域経済の活性化を図るために、総合評価方式において「本店等所在地」、「県内企業による施工」や「県内産資材の使用」の評価を実施
不良・不適格業者等の排除 ●不良・不適格業者等への対応	<ul style="list-style-type: none"> 不良・不適格業者を排除するために、建設業許可・更新、経営事項審査時に社会保険等未加入業者に対する加入指導を実施(16件の加入)※4~12月実績 不良・不適格業者を排除するために、建設業者の入札参加要件として社会保険等への加入を追加(10月1日から実施)

32

キーワード

経営力
- 「技術力」と「地域貢献」を実現 -

取組目標

売上高経常利益率の平均値（売上高1億円以上）
 (目標) H22 Δ0.18% → H27 +0.20%
 (実績) H23 Δ0.19% H24 +1.02%
 H25 +1.84%

取組7 経営基盤の強化

○建設業界 ●三重県 ◎両者

取組項目と主な取組	平成26年度の取組
経営相談・各種融資制度の活用・支援 ◎経営相談の活用・支援	<ul style="list-style-type: none"> 建設企業の経営の安定化や経営基盤の強化等のために、県の公的支援制度等の説明会を県内各地で開催 建設企業が抱える経営上の課題解決に向けた支援のために、建設業団体と、相談支援の実施にかかる課題等について協議
入札契約制度の改善 ●適切な積算による入札	<ul style="list-style-type: none"> 受注者の適正な利潤が確保できる予定価格とするために、労務単価について、通常4月改訂のところを、2か月前倒して2月改訂を実施(平均4.7%上昇) 資材単価について、通常4月、11月の改訂に加え、生コンなど主要資材の単価改訂を実施(5回) 適切な見積をせずに入札を行った建設企業が受注するといった弊害を防ぐために、予定価格の事後公表を試行(3建設事務所)
入札契約制度の改善 ●総合評価方式の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 企業の技術力を重視するために、「施工箇所地域における工事实績」など新たな評価項目を導入 事務負担を軽減するために、「技術提案やヒアリングの簡素化」などを実施 評価の公正性・透明性を向上させるために、「技術提案項目毎の点数の通知」や「ヒアリングの標準化」などを実施(土木一式工事において上記3項目を173件で試行)

取組8 新分野進出による経営多角化

取組項目と主な取組	平成26年度の取組
新分野進出の支援制度・体制の整備 ◎経営相談指導や販路開拓の支援	<ul style="list-style-type: none"> 新分野進出等を支援するために、国が実施する「建設企業等のための経営戦略アドバイザー事業」について、建設業団体へ資料を提供するとともに、県内各地で行う経営事項審査説明会の機会を活用して、建設業者等へ周知

33

公共工事における入札契約制度の現状と今後の取組について

1 公共工事における入札契約を取り巻く現状

地域の建設業が厳しい経営環境に置かれており、工事の品質低下への懸念、災害等の緊急対応への不安、地域経済への影響などが課題となっていたことから、平成 24 年度に「三重県建設産業活性化プラン」を策定し、地域を支える建設業の活性化に取り組んでいます。

このような中、平成 26 年 6 月には、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が改正され、その目的に「インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保」が追加されました。また、発注者の責務として、「担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤の確保ができるよう適正な予定価格の設定とダンピング受注の防止」が明記されました。これらに対する取組は、活性化プランの取組である「適切な積算による入札」及び「低入札対策の強化」と一致することから、県としては活性化プランに基づき、入札契約制度の改善に取り組んでいます。

平成 26 年度の主な取組は次のとおりです。

- (1) 適正な利潤が確保できるような予定価格を設定する取組として、労務単価や資材単価等について市場の実態にあった最新単価を反映した予定価格とする取組を行っています。
- (2) 低入札対策として、総合評価方式では低入札調査基準価格、価格競争では最低制限価格を設定し、その算出方法は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会が定めるモデル（中央公契連モデル）を採用しています。
- (3) 不良・不適格業者等への対応として、平成 26 年 10 月 1 日から入札参加条件に社会保険等への加入を義務づけるとともに、適切な見積を行うことなく入札に参加する業者への対策として予定価格の事後公表を試行しています。
- (4) 地域・社会貢献に取り組む一定規模の優良な企業が存続する取組として、今年度はBランク業者の受注機会を確保するため、入札参加可能範囲を見直しました。

2 平成 26 年度の入札契約状況

(1) 適正な利潤を確保する取組

① 適正な予定価格の設定

建設業の経営環境を健全化するためには、適正な利潤を確保できるように工事の予定価格の算出に用いる労務単価や資材単価等について、市場の実態にあった最新単価を反映させて適正な予定価格を設定することが重要です。

このため、通常 4 月に行っている労務単価の改訂について、昨年に引き続き

2か月前倒しして、本年も2月1日に約5%引き上げたところです。この改訂により、労務単価は平成24年度に比べ、約25%上昇となっています。

また、2月1日以降に契約する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を算出しているものについては、新労務単価に置き換えて契約額を変更できる特例措置を適用し、運用しています。

建設資材の単価についても、通常は、4月と11月に改訂していますが、市場動向を迅速に反映するため、本年1月1日と2月1日に、生コンなど主要資材の単価を改訂しました。

また、労務単価や資材単価等が高騰するなどの変動に備え、スライド条項を適用し、工事契約後においても受注者からの申請に応じて請負代金額の変更ができるようにしています。

近年の著しい労務単価や資材単価等の変動に対して、今後も速やかな対応による適正な予定価格の設定が必要です。

②入札不調・不落の発生状況

今年度4月から1月末までに農林水産部、県土整備部及び企業庁が発注した建設工事では、入札不調（入札への参加申請が無い入札）が41件、入札不落（入札参加申請があったものの全員が辞退や失格になるなどの入札）が21件ありました。

また、入札不調・不落の発生率は4.3%であり、平成25年度の5.3%から1.0ポイントの減少となっています。平成25年度の都道府県発注工事における入札不調・不落の発生率7.6%に対して、三重県は5.3%であり、全国平均と比べ低い状況にあります。（表-1）

なお、入札不調・不落となった工事については、再公告を行い、1月末現在で、50件の工事を契約しており、事業の進捗に大きな影響はないと考えています。（表-2）

表-1 入札不調・不落件数の状況

年度	H24年度	H25年度	H26年度
発注件数	1,944	1,921	1,446
契約件数	1,854	1,819	1,384
不調・不落計	90	102	62
不調	76	75	41
不落	14	27	21
発生率(%)	4.6%	5.3%	4.3%
参考：全国平均	4.9%	7.6%	—

対象工事：農林水産部・県土整備部及び企業庁発注 [H27年1月末時点]

表-2 不調・不落工事の契約状況

	件数
再公告による契約	50
未契約	12
年度内公告	6
次年度発注	6
合計	62

[H27年1月末時点]

入札不調・不落の発生率が全国平均よりも低いのは、労務単価や資材単価等の速やかな見直しにより、適正な予定価格が設定されていた結果と考えています。

(2) 低入札対策

① 落札額と落札率の状況

建設工事のうち発注区分が土木一式工事の落札額については、総合評価方式による入札では低入札調査基準価格に、価格競争による入札では最低制限価格に集中しており、その半数以上がそれらの価格での契約となっています。

(表-3)

なお、現在の低入札調査基準価格又は最低制限価格は、平成25年6月に改定された最新の中央公契連モデルを採用し、決定しています。

また、今年度4月から1月末までに農林水産部、県土整備部及び企業庁が発注した建設工事の落札率は89.6%となり、低入札調査基準価格又は最低制限価格の算出方法を改定する前の平成24年度の87.4%と比べ2.2ポイント上昇となっているものの、平成25年度においては、全国平均より3ポイント低くなっています。(表-4)

低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定にあたっては、最新の中央公契連モデルを採用するなど、適正な利潤の確保ができる契約が行われるような取組が必要です。

表-3 土木一式工事の低入札調査基準価格（最低制限価格）での落札状況

予定価格	H24年度			H25年度			H26年度		
	契約 件数 ①	調査基準価格 又は 最低制限価格 落札件数 ②	発生率 ②/①	契約 件数 ①	調査基準価格 又は 最低制限価格 落札件数 ②	発生率 ②/①	契約 件数 ①	調査基準価格 又は 最低制限価格 落札件数 ②	発生率 ②/①
5,000万円 未満	865	522	60.3%	809	475	58.7%	639	396	62.0%
5,000万円 以上	324	68	21.0%	298	95	31.9%	213	75	35.2%
計	1,189	590	49.6%	1,107	570	51.5%	852	471	55.3%

対象工事：農林水産部・県土整備部及び企業庁発注 [H27年1月末時点]

表-4 建設工事の落札率の状況

入札方法	項目	H24年度	H25年度	H26年度
一般競争入札	件数	1,758	1,767	1,260
	落札率	87.0%	89.1%	89.5%
うち 総合評価方式	件数	309	215	228
	落札率	87.1%	89.3%	89.4%
指名競争入札	件数	8	2	2
	落札率	90.2%	94.7%	90.5%
随意契約	件数	88	50	22
	落札率	95.4%	94.8%	94.2%
計	件数	1,854	1,819	1,384
	落札率	87.4%	89.3%	89.6%
全国平均	落札率	91.0%	92.5%	

対象工事：農林水産部・県土整備部及び企業庁発注 [H27年1月末時点]

②総合評価方式における落札者の決定状況

総合評価方式において、応札額1位(①+②)の応札者が落札している割合は、平成24年度の45%から平成26年1月末では67%と高くなっており、低入札とならないよう、施工体制確認型総合評価方式により、引き続き対策を進める必要があります。

(表-5)

表-5 総合評価方式(土木一式工事)における落札者決定要因の状況

	H24年度	H25年度	H26年度
① 応札額のみ1位	3%	9%	7%
② 応札額と評価点1位	42%	46%	60%
③ 評価点のみ1位	54%	44%	29%
その他	1%	1%	4%
応札額1位(①+②)	45%	55%	67%

[H27年1月末時点]

(3) 不良・不適格業者等への対応

①社会保険等未加入業者対策

平成26年10月1日から入札参加条件に社会保険等への加入を義務づけました。これまで入札に参加したすべての業者は社会保険等に加入しています。

国土交通省は、1次下請業者まで社会保険等への加入を求めており、県においても同様の取組の検討が必要です。

表-6 社会保険等の加入状況

土木一式	A	B	C	計
格付け業者数	207	208	1,257	1,672
未加入業者数	0	0	58	58
加入者数	207	208	1,199	1,614
加入率	100.0%	100.0%	95.4%	96.5%

[H27年1月末時点]

②予定価格の事後公表

予定価格の事前公表については、適切な見積を行わず入札を行った企業が受注するといった弊害も指摘されていることから、予定価格の事後公表を松阪、志摩、伊勢建設事務所で1件ずつ、試行しました。(表-7)

引き続き、適切な積算を行うことなく入札に参加する建設業者への対策が必要です。

表-7 予定価格事後公表の試行状況

建設事務所	工事名	工事箇所	予定価格	落札金額	落札率	入札参加者数
松阪	一級水系櫛田川水系 恋ヶ谷川 国補通常砂防工事	松阪市 飯高町	88,475,760	85,104,000	96.2%	2者
伊勢	一般県道打見大台線 道路改良工事	度会郡 大紀町	72,212,040	68,580,000	95.0%	3者
志摩	主要地方道磯部大王線(志島BP) 道路改良工事 (池田川橋下部工)	志摩市 阿児町	76,798,800	74,520,000	97.0%	4者

(4) 一定規模の優良な企業が存続する取組

①大規模工事における県内業者の参加状況

- ・大規模工事*におけるJV代表者の格付けにおける総合点は、県外・県内業者ともに1,200点以上ですが、平成26年度の格付けで総合点が1,200点以上の県内業者はなく、県内業者で構成されるJVが結成できない状況です。
- ・建設投資が減少し受注高の伸びが期待できない現状において、格付けにおける総合点の大幅な上昇は見込めない状況です。
- ・県内業者の中には、同種・同規模の施工実績を有するなど、大規模工事を施工する技術力のある業者が複数社あります。

大規模工事と同種・同規模の建設工事の施工実績を有するなど、技術力のある建設業者が存在することから、県内業者が大規模工事のJV代表者となることができるよう制度の改善が必要です。

※大規模工事：12億円以上のトンネル、海洋土木、下水道土木工事、シールド工事など

②Bランク業者の受注状況

Bランク業者は、災害等の緊急対応に当たる機動力のある建設企業でもあることから、その受注機会を確保するため、平成26年6月1日から、予定価格が2,500万円から3,000万円の入札参加可能条件をBランク業者に限定するように見直しました。

その結果、平成25年度と比較して、Bランク業者の受注率が5ポイント上昇しました。(表-8)

引き続き、Bランク業者の受注状況に注視していく必要があります。

表-8 Bランク業者受注状況

予定価格	H25年度			H26年度(6月以降)		
	契約件数 ①	Bランク 受注件数 ②	受注率	契約件数	Bランク 受注件数	受注率
2,000万円～2,500万円未満	73	29	39.7%	58	15	25.9%
2,500万円～3,000万円未満	49	18	36.7%	37	30	81.1%
3,000万円～5,000万円未満	179	94	52.5%	122	65	53.3%
5,000万円～7,000万円未満	93	20	21.5%	42	7	16.7%
7,000万円～8,000万円未満	29	7	24.1%			
計	423	168	39.7%	259	117	45.2%

対象工事：農林水産部・県土整備部及び企業庁発注 [H27年1月末時点]

③くじ引きの発生状況

今年度4月から1月末までに農林水産部、県土整備部及び企業庁が契約した建設工事の42.8%がくじ引きにより落札者が決定しており、平成25年度は44.7%であるため1.9ポイントの減少となっています。

価格競争による入札において、くじ引きによる落札者の決定は50.4%であり、平成25年度は50.6%であるため、0.2ポイントの減少となっています。

(表-9)

表-9 くじ引きの発生状況

		H24年度	H25年度	H26年度	
建設 工事	契約件数	全体	1,854	1,819	1,384
		うち総合評価案件	309	215	228
		うち価格競争案件	1,545	1,604	1,156
	くじ引き 件数	全体	780	813	593
		うち総合評価案件	4	2	10
		うち価格競争案件	776	811	583
	くじ引き 発生率	全体	42.1%	44.7%	42.8%
		うち総合評価案件	1.3%	0.9%	4.4%
		うち価格競争案件	50.2%	50.6%	50.4%

対象工事：農林水産部・県土整備部及び企業庁発注 [H27年1月末時点]

3 今後の取組方針

- (1) 適正な利潤が確保できる予定価格を設定するため、引き続き、速やかな単価改訂を行います。
- (2) 低入札対策として、総合評価方式において、引き続き施工体制確認審査を行うとともに、低入札調査基準価格又は最低制限価格の算定方法は最新の中央公契連モデルを採用します。
- (3) 不良・不適格業者への対応として、社会保険等の未加入業者を1次下請けから排除することについて建設業界と検討します。また、適切な見積を促す予定価格の事後公表の試行を継続し、その効果と課題を検証します。
- (4) 一定規模の優良な企業が存続する取組として、平成27年度は12億円以上の大規模工事におけるJV代表者の資格要件を見直します。
具体的には、同種・同規模の建設工事の施工実績を有するなど、技術力のある県内業者がJV代表者となる資格要件を総合点1,200点以上から1,100点以上に見直します。

引き続き、「三重県建設産業活性化プラン」と改正品確法の趣旨を踏まえ、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約制度となるよう取り組んでいきます。

審議会等の審議状況（平成26年11月21日～平成27年2月15日）

（県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県都市計画審議会
2 開催年月日	平成26年12月24日
3 委員	会長 藤田 素弘 委員 朝日 幸代 他16名
4 諮問事項	1 四日市都市計画道路の変更 ○一部区間の車線数及び線形の変更 川越中央線 2 桑名都市計画、四日市都市計画、大安都市計画及び北勢都市計画下水道の変更 ○処理場の敷地面積変更 北部浄化センター 3 鈴鹿都市計画区域区分の変更 ○市街化区域編入 道伯町地区 ○市街化調整区域編入 稻生塩屋一丁目地区
5 調査審議結果	原案どおり答申された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県屋外広告物審議会
2 開催年月日	平成27年1月21日
3 委員	会長 浅野 聡 委員 柳川 貴子 他10名
4 諮問事項	1 三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間及び第6号の規定による区域の指定又は変更に係る方針の策定について ○屋外広告物の設置を禁止する区間及び区域を指定又は変更する場合の方針の策定 2 三重県屋外広告物条例第3条第1項第5号の規定による区間の変更及び第6号の規定による区域の変更 ○県道礪浦押淵線における屋外広告物の設置を禁止する区間及び区域の始点の変更（南伊勢町地内） 3 「屋外広告業に係る処分基準」の策定について ○屋外広告業に係る登録取消等行政処分を行うための基準（対象行為及びその処分内容）の策定
5 調査審議結果	原案どおり答申された。
6 備考	